

演題番号 : 7

演題名 : 食品取扱施設の衛生管理に係る家畜衛生からのアプローチ

発表者氏名 : 須田朋洋¹⁾、高橋千恵²⁾、寺田七海³⁾、古倉あゆみ⁴⁾

発表者所属 : 1) 秋田県南部家保、2) 秋田県大仙保、3) 秋田県横手保、
4) 秋田県湯沢保

1. はじめに：高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定伝染病家畜防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表（一部変更：令和3年10月1日））（以下、「指針」）第10の4（1）及び（2）において、移動制限区域内の食鳥処理場及びGPセンター等の再開に際し、衛生管理マニュアルが整備されていること等の要件が規定されている。今回、食品衛生担当及び家畜衛生担当の協働により、管内食鳥処理場及びGPセンター等に対し、再開要件の整備を促す取組を行ったので報告する。

2. 材料および方法：管内2認定小規模食鳥処理場、4GPセンター及び1液卵加工場について、再開要件の整備状況を調査した。調査結果を基に再開要件の整備を指導するとともに、特に衛生管理マニュアルの整備については、食肉衛生検査所及び保健所の協力の下、HACCPに基づく衛生管理の導入を視野に入れ、衛生管理マニュアル及びHACCPプラン作成の支援を行った。

3. 成績：再開の要件のうち、車両消毒設備が未整備の施設について、整備するように指導した。衛生管理マニュアルについて、食鳥処理場は食肉衛生検査所による

従前からの指導により、2施設とも整備されていた。4GPセンター及び液卵加工場のうち衛生管理マニュアル未整備の2施設については、厚生労働省が公表する「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」を参考に衛生管理を行っていた。いずれの施設においても、食肉衛生検査所及び保健所の助言の元、施設毎の衛生管理マニュアルの作成及びHACCPプラン作成に着手した。

4. 考察：指針第2-2の2（4）において、都道府県は家きんの大規模所有者に対応計画の策定を指導することとされており、当所では防疫の観点から、全ての施設で策定されるよう指導を進めている。併せて、伝染病発生の際は、経営上食鳥処理場及びGPセンターの再開も重要となることから、これらの再開要件の整備は必須となるが、それぞれを監督する食肉衛生検査所及び保健所と協力し、衛生管理マニュアルを含む再開要件の整備について指導を行うことは、食品衛生管理の向上はもとより、円滑な家畜防疫対応にもつながり、One Healthに寄与するものと考えられた。引き続き、各施設における秋田県版HACCP認証の取得も視野に入れ取組を継続したい。